

**独立行政法人空港周辺整備機構 契約監視委員会
平成 25 事業年度 定例契約審査会議 審議概要**

独立行政法人空港周辺整備機構

独立行政法人空港周辺整備機構				
開催日時 及び場所	平成 25 年 7 月 17 日 (水) 13 時 30 分～16 時 10 分 (独) 空港周辺整備機構 会議室			
委 員	委員長 竹中 幸夫 (独立行政法人空港周辺整備機構 監事) 委 員 柳原 健治 (独立行政法人空港周辺整備機構 監事(非常勤)) 委 員 屋宮 憲夫 (福岡大学法学部 教授) 委 員 林 桂一郎 (弁護士)			
会議内容	(1) 平成 24 事業年度の契約実績に関する報告 (2) 前回契約審査会議結果に基づく措置状況等に関する報告 (3) 「随意契約等見直し計画」及び「取組状況」に関する報告 (4) 審議対象契約に関する審議 (5) 次回の契約監視委員会について			
審議対象期間	平成 24 事業年度 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)			
審議対象契約 (注)	区分	件 数	備 考	
	競争性のある契約	一般競争入札	2 件	
		うち 複数応札案件	2 件	工事 1 件、役務 1 件
		うち 一者応札案件	0 件	
	企画競争	一般競争入札	2 件	
		うち 複数応札案件	2 件	役務 2 件
		うち 一者応札案件	0 件	
競争性のない随意契約	4 件	役務 4 件		
合 計	8 件			
委員からの 意見・質問 及びそれに対する回答	委員からの意見・質問	回答 (空港周辺整備機構)		
	別紙のとおり	別紙のとおり		
委員会から の意見表示 又は勧告の 内容	特になし			

(注) 審議対象契約の範囲

審議対象期間に締結した契約 (予定価格が少額のものを除く。) のうち、次の契約を審議対象としている。

① 委員が抽出した案件

② ①以外の契約のうち、一者応札・応募であった一般競争入札等及び競争性のない随意契約

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（1／2）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<p>緑地造成に係る測量及び設計業務 騒音遮蔽施設大井その1改修工事 【一般競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札の結果、落札率が共に低いが、予定価格は適切であったのか。 ・積算基準の見直しはしないのか。 ○ 設計業務の参加資格に「A」等級を加えた理由は何か。 ○ 大井の改修工事の入札参加者が少ないうに感じるのは理由は何かあるのか。 ○ 大井の改修工事の低入札価格の調査はどうのよに行つたのか。落札価格は適正であったのか。 ○ 工事の施工監理やしゅん工検査を外部に委託しないのか。 <p>不動産鑑定評価業務（その1） 【企画競争】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画競争により2者選定しているが、選定にあたって、評価基準では会社の鑑定実績部分も評価項目としているが、企画競争として適切なのか。 ○ 鑑定実績を重視し過ぎていないか。新規の業者が参入出来ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務等標準積算基準書等に基づき、国に準じて積算しているので、予定価格は妥当である。 ・国等が定めた積算基準であり、当機構で見直しすることはできないが、労務単価等は毎年国が見直した額により積算している。 ○ 平成22、23年度では、入札参加者が少なかったことから、競争性を確保するために加えた。 ○ 平成24年度から改修工事を始めたばかりであり、業界に入札情報が行き渡らなかつたと推測する。 ○ 入札価格の内訳や算出理由、手持ち工事等の資料を提出させ確認している。落札価格については、今回落札した業者からヒアリングした結果、諸経費部分を低く抑えたことによるものであつたことから適正と思われる。 ○ 現状は、職員が行うこととしている。 ○ 移転補償にあたっては、住民に公平な移転補償価格を提示する必要があることから、企画競争により業者を選定しているところ。選定にあたっては、福岡空港周辺の取引事例の収集能力、鑑定実績も重要な部分を占めていることから、企画競争による選定はやむを得ない。 ○ 配点方法については、毎年見直ししており、価格部分の要素も高めてきている。新規に参入する業者を取り込むための方策については、検討する。

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（2／2）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<p>○ 選定した業者は、この企画競争において固定されていないか。</p>	<p>○ 企画競争の評価において、価格以外の鑑定実績部分に差があり、結果としてこの業者を選定しているが、住民に公平な移転補償価格を提示する必要があることからもやむを得ない。</p>
<p>その他の競争性のない随意契約 【4件】</p>	
<p>○ 競争性のない随意契約については、特に問題は認められない。</p>	
<p>審議結果のまとめ</p>	
<p>○ 本委員会において審議の結果、特段の意見表示、勧告の必要はないものと認める。 　　機構においては、審議を参考にしてより一層の競争性、透明性の確保に努めていただきたい。</p>	